

# 調査の概要

## 1. 調査の目的

平成24年経済センサス-活動調査（以下調査という。）は、我が国の全産業分野における事業所数及び企業の経済活動の実態を明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として新たに創設された統計調査である。

## 2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）によって実施される。

## 3. 調査の期日

平成24年2月1日現在によって実施し、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの一年間の実績について調査した。

## 4. 調査の範囲

農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務、国及び地方公共団体に属する事業所を除くすべての事業所及び企業。製造業に関しては、上記条件を含め日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所を対象としている。

## 5. 調査の方法

調査は、対象となる事業所・企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県及び市による調査に分けて実施。調査員調査については、調査員が調査票を対象事業所（申告義務者）に配布して、事業所自ら記入申告する方法（自計方式）により調査を行った。

## 6. 集計項目の説明

- (1) 事業所及び従業員数は、それぞれ平成24年12月31日現在の数値である。
- (2) 従業員数は、常用労働者である。他の会社など別経営の事業所から出向又派遣されている人を含む。  
常用労働者には前後1月の月において18日以上雇われた臨時、日雇いの者を含む。
- (3) 現金給与総額は、平成23年の1年間に、常用労働者のうち雇用者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与の額（常用労働者のうち雇用者に対する退職金及び解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、出向させている者に対する負担額及び臨時雇用者に対する給与等）の合計額である。
- (4) 原材料使用額等は、平成23年の1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。
- (5) 製造品出荷額等は、平成23年の1年間における製造品出荷額（製造工程から出たくず、廃物の出荷額を含む）、加工賃収入額、その他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。  
製造品出荷額は、事業所の所有に属する原材料によって製造された製品をその事業所から出荷した場合に、それらの製品の工場出荷価額によったものであり、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものを含んでいる。
- (6) 在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものである。
- (7) 内国消費税額とは、消費税を除く酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税である。

## 利用上の注意

1. 調査日現在において、製造・加工又は修理を行っていない本社・本店、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所は集計に含まれない。
2. 日本産業分類の12回改訂（平成19年11月6日総務省告示第618号、平成20年4月1日適用）に伴い、平成20年調査から新産業分類に基づいて調査を実施している。
3. 産業分類は、日本標準産業分類の産業中分類によっているが、表中の産業名は次のとおり略している。

産 業 中 分 類	略 称	重化学工業・ 軽工業の区分
9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業	食 料 品 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 繊 維 工 業 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 印 刷	軽 工 業
16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業	化 学 工 業 石 油 ・ 石 炭	重 化 学 工 業
18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業	プ ラ ス チ ッ ク 工 業 ゴ ム 工 業 な め し 革 ・ 毛 皮 工 業 窯 業 ・ 土 石 工 業	軽 工 業
22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業	鉄 鋼 工 業 非 鉄 金 属 工 業 金 属 製 品 工 業 は ん 用 機 械 器 具 工 業 生 産 用 機 械 器 具 工 業 業 務 用 機 械 器 具 工 業 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 工 業 電 気 機 械 器 具 工 業 情 報 通 信 機 械 器 具 工 業 輸 送 用 機 械 器 具 工 業	重 化 学 工 業
32 その他の製造業	そ の 他	軽 工 業

4. この報告書の従業者規模区分は、調査期(平成23年12月31日)現在の従業者数による。

5. 統計表および解説のなかで使用している主な用語は次の算式による。

$$(1) \text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品・仕掛品年末価額} - \text{半製品・仕掛品年初価額})$$

$$(2) \text{付加価値額} = \text{出荷額等合計} + (\text{製品及び半製品年末在庫額} - \text{製品及び半製品年初在庫額}) \\ - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

$$(3) \text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等}$$

※従業者29人以下の事業所については、減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出した。

$$(4) \text{投資総額} = \text{新規および中古資産の取得額} \\ + (\text{建設仮勘定の増加額} - \text{建設仮勘定の減少額})$$

$$(5) \text{有効生産額} = \text{生産額} - \text{内国消費税額}$$

$$(6) \text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{有効生産額}} \times 100$$

$$(7) \text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{有効生産額}} \times 100$$

$$(8) \text{現金給与率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{有効生産額}} \times 100$$

7. 統計表中の「-」は該当数値なし（記載すべき事実のないもの）、「0」は四捨五入のための単位未満を表わす。

8. 統計表中、事業所数が1又は2の場合は、秘密保持のため、その内容事項を「X」として、その部分の数値を秘匿した。また、事業所数が3以上の場合でも1又は2の事業所の関連で秘匿したものがあり、同じく「X」とした。

9. 数字の単位未満は、四捨五入しているため総数と内訳が一致しない場合がある。

10. 本書は、本市独自で集計したものであり、別途、総務省や経済産業省、福岡県から公表される数値とは若干異なることがある。